

平成24年10月障害福祉サービス等の報酬改定について（就労系サービス）

就労系サービスの就労移行支援及び就労継続支援A型において、平成24年10月より以下のとおり報酬改定となっていますので、ご確認ください。

また、今回の報酬改定は、就労移行支援においては一般就労への移行実績がない事業所、就労継続支援A型においては雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間利用者の占める割合が高い事業所といった各サービスの本来の目的に外れたものを適正化する内容となっています。

●主な改定内容

○就労移行支援

- ・一般就労への移行実績がない事業所について

【過去3年間の就労定着数が0の場合】 所定単位数の85%を算定

【過去4年間の就労定着数が0の場合】 所定単位数の70%を算定

○就労継続支援A型

- ・就労継続支援A型の短時間利用者について

【短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合】 所定単位数の90%を算定

【短時間利用者が現員数の80%以上の場合】 所定単位数の75%を算定

**平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定（就労系サービス）
～ 平成24年10月施行分 ～**

就労移行支援

◆ **一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化**

【過去3年間の就労定着者が0の場合】 所定単位数の85%を算定

【過去4年間の就労定着者が0の場合】 所定単位数の70%を算定

※ 過去3年間及び過去4年間とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度又は4年度を言う

就労継続支援A型

◆ **就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化**

【短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合】 所定単位数の90%を算定

【短時間利用者が現員数の80%以上の場合】 所定単位数の75%を算定

現員数	雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者
短時間利用者	週20時間未満の利用者
現員数に占める短時間利用者の割合	直近の過去3月間において、一週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定 ただし、算定対象となる3月間の最初の週・最後の週が算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算

（参考）平成24年10月22日 障害保健福祉関係主管課長会議資料

（別紙3）

詳しくは厚生労働省ホームページへ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/kaisei/